

【返戻金制度】

当社より紹介された求職者が、入社を辞退した場合や自己都合により退職した場合、または貴社の就業規則に則り解雇された場合は、次の基準により報酬を返還する。

入社後 1 ヶ月以内	報酬の 80%
1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内	報酬の 50%
2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内	報酬の 30%

※但し、当社より紹介された求職者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合、自然災害などによる不可抗力による場合、会社都合による整理解雇の場合、本人の死亡の場合については紹介手数料は返還しない。

なお、返戻金については、その事由発生の事実を当社に書面で申し出て、当社がその申出を受理した時点から 1 ヶ月以内に返金をいたします。

許可番号 28-ユ-301478

事業所の名称及び所在地 兵庫県芦屋市公光町 10 番 10 号

株式会社オフィス S.I.C